

経 済 産 業 省  
関東東北産業保安監督部東北支部

20230417産保東第4号  
令和5年4月28日

東北支部管内鉱山 鉱業権者 殿  
元鉱業権者 殿

関東東北産業保安監督部東北支部長

大雨・地震等における情報提供依頼について

日頃から、鉱山の保安の確保に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、平成18年5月29日付け「大雨・地震等における情報提供依頼について」により社会的に大きな影響を与えると判断される規模の大雨、地震等が発生したときは、鉱山施設等の被害の有無について調査し、判明次第当支部へ報告するようお願いしているところですが、今後は、下記のとおり情報提供して頂きますようお願いいたします。

記

1. 社会的に大きな影響を与えると判断される規模の大雨・地震等が発生したときは、安全確保が可能となった後に鉱山施設等の被害の有無を調査し、判明次第、その結果を当支部へ連絡して下さい。
2. 大雨は当該鉱山の所在地に「土砂災害警戒情報」が発令されたとき、地震は震度5弱以上を判断基準として下さい。
3. 震度5弱以上の地震が発生した場合、当支部では、原則1時間以内の被害状況把握を目標としますので、御協力下さい。

なお、被害等が発生し操業に支障がでたときは、鉱山保安法施行規則第46条第1項の表上欄第4号に規定する「水害、風害、雪害、震災その他の自然災害が発生したとき」に該当し、報告義務が生じますので申し添えます。

以上

担 当：関東東北産業保安監督部東北支部  
鉱山保安課 佐々木  
電 話：022-263-1111（内線5041）  
FAX：022-268-0590